

女性のキャリア形成支援のための コンサルタント派遣制度のご案内

～御社の人材育成や男女がともに活躍できる
職場環境づくりのために 専門家を派遣します～

専門家（キャリアコンサルタントまたは社会保険労務士）が事業者の皆様のもとを訪問し、事業主と従業員の架け橋となり、次のような課題への支援を行っています。女性の活躍推進、誰もが働きがいを感じられる職場づくりをお考えの事業主様、ぜひご活用ください。

平成30年度から開始し
60事業所に活用いただいています。
(令和6年3月末時点)

これまでのご相談例

- 女性にさまざまな部署で活躍してもらいたいけど、どこから手をつけたらよいか
- 人材育成にしっかり取り組んでいきたい
- 人事評価や従業員のキャリアプランを具体的にすすめていく方法を知りたい
- 離職者を減らして、継続して働き続けられる職場をめざしたい
- 従業員に働きがいをもってもらいたい



STEP 1



STEP 2



STEP 3



STEP 4



STEP 5

まずは、お電話またはメールにてお問い合わせください。



申請書（第1号様式）に必要事項を記入のうえ、
ご提出ください。

提出方法：①郵送②FAX③メール送付 いずれでも可能



大分県 コンサルタント派遣



派遣開始【1回目】事業主へのコンサル

人材育成等の課題や悩みを洗い出し、コンサルティングの方針を立てます。

【2回目以降】

1回目の方針に沿って、女性従業員への個別コンサル、（中間）管理職へのコンサル、集合研修等を実施します。事業主へのフィードバックを行い、取り組みへのアドバイスを行います。

【派遣終了後】

アンケート実施。今回の派遣について関係者の皆様にご協力をお願いいたします。

派遣対象：大分県内に事業所を有する従業員が概ね300人以下の中小企業等

派遣回数：上限5回 <1回あたり3時間以内。年度末までの終了を条件とします>

ただし、女性活躍応援県おいたの認証を目指す女性活躍推進宣言企業については上限10回

お問合せ・ご相談先【大分県消費生活・男女共同参画プラザ（通称 アイネス）参画推進班】

TEL

097-534-2039

E-mail

oita-sankaku@pref.oita.lg.jp



代表取締役社長
猪俣 知三 様

総務局人事部長
清家 千由紀 様

女性活躍推進法一般事業主行動計画策定に向け、誰もが働きやすい職場づくりを進めるうえで、企業として取り組むべき課題を洗い出すため、この制度を利用しました。

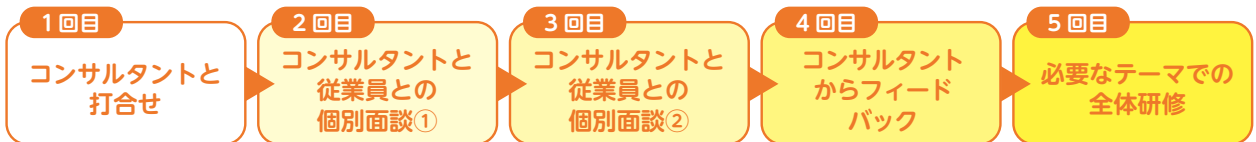
コンサルタントと面談をした従業員からは、面談を通して自身の働き方を振り返り、これからの働き方を考えるきっかけになったという声がありました。

事業主としては、在宅勤務やフレックスタイムなど、柔軟な働き方に対するニーズがあることを改めて感じるとともに、女性活躍推進には女性だけに焦点を当てるのではなく、企業風土や職場環境を変えていく必要があるという気づきがありました。

まずは管理職への登用を含めた女性の職域拡大に加え、研修や制度などを見直し、従業員の皆さんが明確な目標を持てるような環境づくりに取り組みます。子育ての経験は部下のマネジメントに活かせるでしょうし、女性の管理職が増えてくれば、その上司の下でまた上を目指す女性が育っていく。性別に関わりなく活躍できる環境づくりに取り組み、従業員一人ひとりの成長を応援していきたいですね。

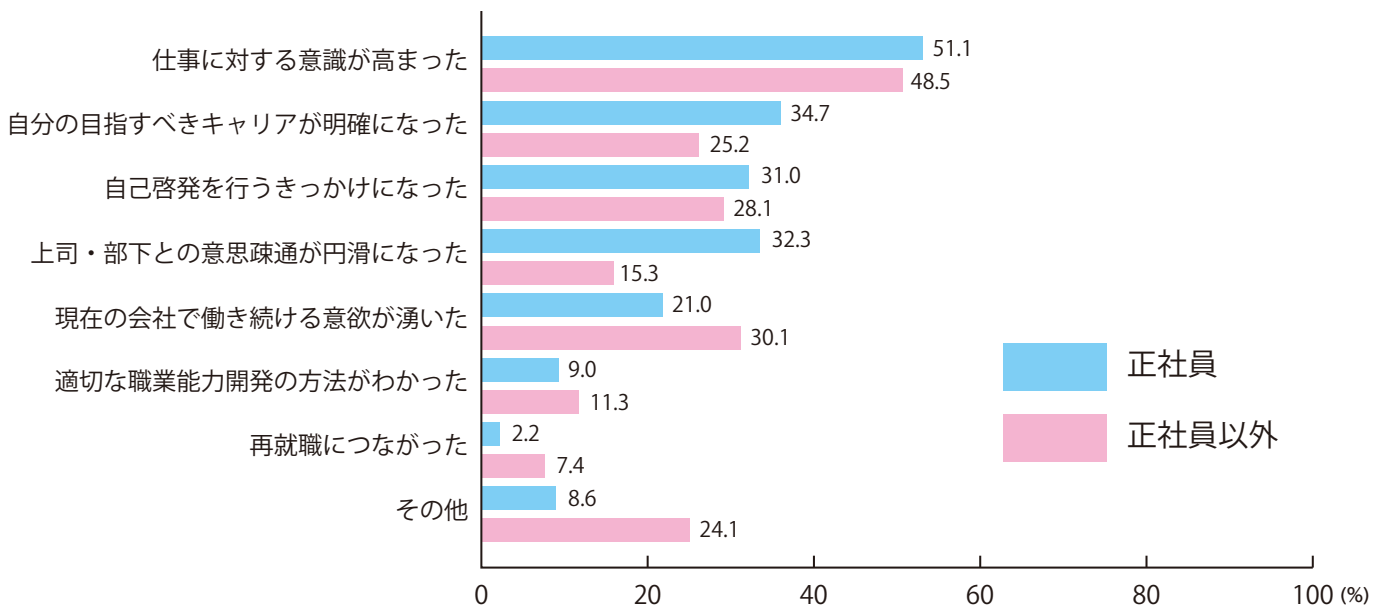


支援事例



キャリアコンサルティング（キャリアに関する相談）の効果<厚生労働省調査結果より>

- 自らのキャリアについて相談した労働者の多くが、相談(キャリアコンサルティング)が役に立ったと回答しています。
- 役に立った内容としては、「仕事に対する意識が高まった」とする人の割合が多いほか、正社員では「自分の目指すべきキャリアが明確になった」、「自己啓発を行うきっかけになった」といった内容が、正社員以外では「現在の会社で働き続ける意欲が湧いた」等があげられています。



資料出所：厚生労働省「令和4年度能力開発基本調査」